

諮問番号：平成29年度諮問第14号

答申番号：平成29年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護変更処分）の取消しを求め、次のとおり主張している。

- (1) 原処分は、正当な理由なく先月の保護費から4,350円を減額している。
- (2) 同じ地域で生活しているにもかかわらず、60歳と70歳とで保護費に差をつける理由はない。
- (3) 原処分は最低限度の生活を保障していない。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、生活保護法に基づく保護基準に基づいており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づく基準生活費が変更されたことにより行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

- 2 原処分は、請求人の満年齢が70歳に達したことに伴い、基準生活費が「32,890円」から「28,540円」に変更され、「4,350円」減額されてなされたものであるが、その算定は保護基準に基づいて行われており、かつ、それをもって足りるというべきであるから、審査請求人の最低生活費の認定に違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、原処分が、同地域で暮らす60歳と70歳とで保護費に差をつけており、正当な理由がないから、違法又は不当であると主張するが、最低生活費は、生活保護法に基づく保護基準によって算定されるべきであり、保護基準は、年齢による需要の差についても配慮すべきものとしているから、審査請求人の主張を認めることはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年6月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年7月11日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。

また、同法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示され、年齢によって生じる需要の差は、第1類の費用において考慮されているところ、60歳以上では、「60歳から69歳まで」及び「70歳以上」の区分に応じて、それぞれ異なる基準生活費が定められている。

これら基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められるところ、第1類の食費等に係る基準額は年齢別の栄養所要量を参考とした指数を基に決定されていることが認められ、この点について特段の不合理な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、原処分は、審査請求人の満年齢が70歳に達したことに伴い、保護基準に定める年齢別の基準生活費の適用区分に変更が生じたことによりなされたものであり、この取扱いは、当該保護基準に定める基準生活費を適用して行われたものであるから、この点に違法又は不当な点は認められない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美